

江別市水防計画変更(案)の概要について

【市民意見募集用】

平成26年9月

江別市建設部土木事務所治水課

I はじめに

江別市における災害対策計画は、「江別市地域防災計画」と「江別市水防計画」の二つがありますが、水災対策については、「江別市水防計画」に基づくこととしています。

この江別市水防計画は、昭和57年に設立した江別市水防協議会により水災の警戒や被害軽減を目的として、水防法に基づき昭和58年に策定したもので、平常時の巡視に始まり警報発令時の警戒に至る水防活動等に必要な事柄を定めています。

しかし、現行の水防計画は水防法や江別市地域防災計画など、関係諸規定との一部不整合や、水防計画内において諸資料の分散などいくつかの課題があるため、これらを是正し、より実態に即した内容に改めるため今回水防計画を変更するものです。

この水防計画の変更は、水防法に基づいて、江別市水防協議会の承認を得てから行うこととなりますが、この度、変更案を取りまとめましたので、事前に市民の皆様のご意見を募集します。

Ⅱ 江別市水防計画変更の考え方

1. 変更の趣旨

水防法、江別市地域防災計画との整合を図ると共に、3部構成から2部構成への再編及び字句整理を行い、より実態に即した内容とするため、計画を変更します。

2. 変更の手順

市民の皆様からの意見の募集を行い、最終案をとりまとめた後、水防協議会の承認を得て計画変更を行う予定です。

3. 変更の基本的な考え方

(1)本編

水防法及び江別市地域防災計画との整合を主たる目的とする他、関係資料の更新や、字句整理等、現計画の見直しを行います。

(2)資料編

掲載資料を更新すると共に、2冊に分散している関係諸資料を資料編の1冊に集約をします。

Ⅲ 江別市水防計画の主な変更の概要

【本編の主な変更点】

水防法及び関係条例、並びに江別市地域防災計画を踏まえ、次の事柄について整合を図る。

項 目	変 更 概 要
(1)関係諸規定との整合	○改正法等に基づき、引用条数を修正 ○本編の項目番号を整理、修正 ○その他 1)洪水予報河川、水位周知河川、水防警報河川 への表示変更 2)警戒防御区域を重要水防区域に変更
(2)水防事務処理体制の変更	○江別市地域防災計画との整合を図り、水防本部の組織構成、災害対策本部との兼ね合い、水防事務の主体などを整理、明確化。 ＜現 行＞ 水防計画で定める組織により水防事務を処理 ----- ＜変更後＞ 地域防災計画で定める組織で構成する水防本部により水防事務を処理
(3)警報等基準の変更	○項目記述の変更（水防活動用予警報等 ⇒ 洪水予報、水防警報等） ○警報の種類毎に応じて基準を整理
(4)予報、警報等の伝達の変更	○地域防災計画との整合を図り、伝達系統図を修正

項 目	変 更 概 要
(5) 配備体制の変更	<p>○災害対応との整合を図り簡素化するため、配備名称、配備基準及び所掌事務を江別市防災計画の規定に基づく形に変更。</p> <p><現 行></p> <p>水防事務は、水防計画に定める配備体制により行なう</p> <p>[第1次注意体制] → [第2次注意体制] → [第1配備体制] → [第2配備体制] → [第3配備体制]</p> <hr/> <p><変更後></p> <p>水防本部による水防事務は、地域防災計画に定める配備体制により行なう</p> <p>[注意体制] → [第1配備体制] → [第2配備体制] → [第3配備体制]</p> <p>○配備の種類と配備基準表を削除</p>
(6) 配備体制の決定及び伝達・召集に関する規定について	<p>次の項目について、新規追加</p> <p>① 体制の決定</p> <p>水防本部における配備体制は、状況変化に応じて水防管理者が体制変更を判断する。</p> <p>② 伝達・招集</p> <p>・決定した配備体制は、水防管理者が総務部総務課参事(危機対策・防災担当)に伝達する。</p> <p>・総務部総務課参事(危機対策・防災担当)は配備職員に、配備職員は所属職員にそれぞれ配備体制を伝達、召集する。</p>
(7) 地域別現地巡視員の活動範囲の変更	<p>○現地巡視員の活動を平常時の巡視に限定し、警報発令時以降は職員にて対応。</p> <p><現 行></p> <p>監視員は、平常時の水防監視に加え、非常配</p>

項 目	変 更 概 要
(7)地域別現地巡視員の活動範囲の変更	<p>備後における監視、警戒を行う。</p> <p><変更案></p> <p>現地巡視員の活動を平常時の水防巡視に限定し、警報発令時以降は職員にて対応する。</p>
(8)安全配慮及び現地における作業について	<p>○水防従事者は、安全確保に留意して水防活動を行う</p> <p>○地域別現地巡視員の活動範囲変更</p> <p>○住民の義務規定を緩和</p> <p><現 行></p> <p>市内居住者及び水防の現場にある者が水防活動の従事を要請されたときは、これに従うものとする。</p> <hr/> <p><変更案></p> <p>市内居住者及び水防の現場にある者が水防活動への従事を要請されたときは、<u>可能な限り協力するものとする。</u></p> <p>・配備職員の安全確保(新規)</p> <hr/> <p><追加案></p> <p>・配備職員の安全確保に必要な事項を新たに規定する。</p> <p>1) 最低限の装備規定(ライフジャケット着用、通信機器の携行)</p> <p>2) 現地調査活動の複数対応</p> <p>3) 水防管理者による退避指示などの規定</p> <p>○水防上必要な場合は、配備職員が資材の運搬、作業員の確保を行なう</p> <p>○配備職員による対応が困難な場合は、業者等に協力を求め、業者等は可能な限り協力する</p>

【資料編の主な変更点】

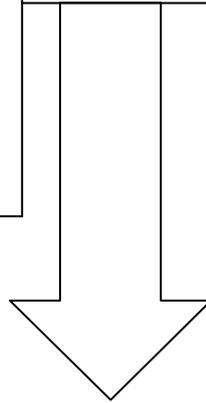
本編の変更に併せて関係資料の見直しを行います。

別表(現行)

- ・江別市水防本部組織図
- ・江別市水防本部、班の所掌事務
- ・重要水防箇所評定基準
- ・重要水防区域
- ・市防災行政無線一覧表
- ・消防無線一覧表

資料編(現行)

- ・非常配備体制時通報順序
- ・気象注意報・警報の基準
- ・監視員(地域別現地対策班)配置表
- ・水防分担区域及び配置人数



資料編(変更後)

- 資料1 水防法
- 資料2 江別市災害対策本部条例【新規追加】
- 資料3 江別市災害対策本部運営規程【新規追加】
- 資料4 江別市水防協議会条例
- 資料5 江別市水防協議会委員名簿【個人名の削除】
- 資料6 消防機関組織図【江別市消防計画との整合】
- 資料7 水防分担区域【個人名及び団員数削除】
- 資料8 重要水防箇所評定基準
- 資料9 重要水防区域【重要水防区域の見直し】
- 資料10 低地帯浸水警戒区域
- 資料11 重要水防区域及び低地帯浸水警戒区域図
- 資料12 水防資器材保有状況【数量の精査】
- 資料13 市内業者建設機械等保有状況【数量の精査】
- 資料14 排水ポンプ場管理状況(1/2～2/2)【中央幹線排水機場の新規追加】
- 資料15 排水ポンプ場位置図【中央幹線排水機場の追加】
- 資料16 排水門管理状況(1/9～9/9)
- 資料17 排水門位置図
- 資料18 注意報・警報の基準【気象注意報及び気象警報の基準の集約】
- 資料19 北海道水防計画における水防警報【新規追加】
- 資料20 洪水予報河川・水位周知河川・水防警報河川(江別市内)【新規追加】
- 資料21 水防担当者の連絡先(1/2～2/2)【関係部署追加及び個人名の削除】
- 資料22 江別市防災無線【記述様式の変更】
- 資料23 江別市消防無線(1/2～2/2)【記述様式の変更】

- 資料24 地域別現地巡視員【個人名及び建設業者名の削除】
- 資料25 地域別現地巡視員担当水防区域図【表記方法の変更】
- 資料26 貯水池【原貯水池の新規追加】
- 資料27 水防工法
- 資料28 水防活動実施報告書